# 第 5 章 消 料

# 1. 小川町男女共同参画推進協議会設置規則

 平成2年 5月 1日

 規則 第 4 号

(設置)

第1条 女性の地位向上に関する問題と、男女共同参画社会の 形成を目指すための施策に関し、必要な事項を協議及び推進 するため、小川町男女共同参画推進協議会(以下「協議会」 という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 男女共同参画社会の形成を推進するための調査研究及び啓発活動
  - (2) その他協議会が必要と認める事項(組織)
- 第3条 協議会は委員20名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 知識経験を有する者 3名以内
  - (2) 関係団体等の代表者 10名以内
  - (3) 一般公募による者 若干名

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前条第2項第1号及び第2号により委嘱された委員がそれらの職を失ったときは、同時に委員の職を失う。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条協議会に、次の役員を置く。
- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- 2 役員は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集し会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務課において処理する。 (委任)

第8条 この規則で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

1 この規則は平成2年5月1日から施行する。

附 則 (平成8年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年7月1日から適用する。

附 則 (平成12年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成18年規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

# 2. 小川町男女共同参画推進協議会委員名簿

◎会長 ○副会長

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	氏	名		団 体 名	区分
◎吉	田		豊	教育相談専門員	1
森		明	子	人権擁護委員	1
島	田	喜	夫	農業委員会	2
横	瀬	敏	子	民生・児童委員協議会	2
栗	原	悌		図書館協議会	2
Щ	П	菊	夫	青少年育成推進委員	2
〇岩	田	裕	子	小川町商工会女性部	2
長名	帘	啓	代	小・中学校PTA連合会	2
田	中	正	三	小川町老人クラブ連合会	2
大	野	智	秋	小川町青少年相談委員連絡協議会	2
細	井	睦	子	公募	3
小	室	加什		公募	3

- \* 区分:小川町男女共同参画推進協議会設置規則第3条の規定に基づく 数字
  - 1 知識経験を有する者
  - 2 関係団体の代表者
  - 3 一般公募による者

# 3. おがわ男女共同参画推進プラン改定検討委員会設置要綱

平成23年4月 1日 訓令第3 号

(設置)

第1条 おがわ男女共同参画推進プランの見直しを行い、更なる男女共同 参画社会の形成を推進するため、おがわ男女共同参画推進プラン改定 検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(目的)

- 第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) おがわ男女共同参画推進プランの改定に関すること。
  - (2) 町職員の意識の把握に関すること。
  - (3) その他おがわ男女共同参画推進プランに関し必要な事項 (組織)
- 第3条 検討委員会は、副町長及び別表に掲げる関係部署において、所 属長が選任する職員をもって構成する。
- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、検討委員会を統括する。
- 4 委員長は副町長とし、副委員長は、検討委員の互選により選出する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職 務を統括する。

(会議)

第4条 検討委員の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(部会)

第5条 委員会には、必要に応じて部会を置くことができる。 (関係者の出席)

第6条 検討委員会の会議において、必要があると認めるときは、総務 課及び検討委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を求め ることができる。

(報告)

第7条 委員長は、検討委員会における検討結果について、小川町男女 共同参画推進協議会(小川町男女共同参画推進協議会設置規則(平成 2年小川町規則第4号)第1条で規定する協議会をいう。)に報告する ものとする。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、総務課に置く。

(その他)

第9条 この訓令の定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な 事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、おがわ男女共同参画推進プランが改定された日をもって効力を失う。

# 別表 (第3条関係)

政策推進課
福祉介護課
健康増進課
子育て支援課
産業観光課
生涯学習課
学校教育課
総務課

# 4. おがわ男女共同参画推進プラン改定検討委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

課名	職名			氏:	名	
	副町長	0	中	Щ	昌	克
政策推進課	主席主査		本	多	偉	男
福祉介護課	主査		神	田	哲	也
健康増進課	主幹	0	Щ	本	清	美
子育て支援課	主査		栢	盛	丈	子
産業観光課	主席主査		保	田	義	治
生涯学習課	主事		水	野	美	恵子
学校教育課	主査		鈴	木	直	子
	課長		清	水	古	夫
事務局	主幹		飯	野	豊	司
3 33 // 9	主席主査		護	守		夫
	主査		島	田	真	也

# 5.「おがわ男女共同参画推進プラン」改定経過

年月日	会議等	審議内容等
平成23年7月		既存資料整理・検討
8月		各課施策実施状況調査
平成23年12月 ~平成24年1月		計画素案作成
平成24年2月27日	改定検討委員 会	計画素案について
3月12日	男女共同参画 推進協議会	計画案について
3月23日		町長へ提言

# 6. 男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号) (平成11年6月15日成立、23日公布、施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の 尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等 の実現に向けた様々な取組が、国際社会に おける取組とも連動しつつ、着実に進めら れてきたが、なお一層の努力が必要とされ ている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動 の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な 変化に対応していく上で、男女が、互いに その人権を尊重しつつ責任も分かち合い、 性別にかかわりなく、その個性と能力を十 分に発揮することができる男女共同参画社 会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地

方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
  - (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
  - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、 男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する 機会が確保されることその他の男女の人 権が尊重されることを旨として、行われなければならない。 (社会における制度又は慣行についての配 慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が 国際社会における取組と密接な関係を有 していることにかんがみ、男女共同参画社 会の形成は、国際的協調の下に行われなけ ればならない。

#### (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭 その他の社会のあらゆる分野において、 基本理念にのっとり、男女共同参画社会 の形成に寄与するように努めなければな らない。

#### (法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策を実施するため必要 な法制上又は財政上の 措置その他の措 置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同 参画社会の形成の状況及び政府が講じた 男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策についての報告を提出しなければな らない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女

共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に 関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる 事項について定めるものとする。
  - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策 の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するために必 要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会 の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の 案を作成し、閣議の決定を求めなければな らない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 都道府県の区域において総合的かつ 長期的に講ずべき男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び 都道府県男女共同参画計画を勘案して、当 該市町村の区域における男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策についての 基本的な計画(以下「市町村男女共同参画 計画」という。)を定めるように努めなけ ればならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女 共同参画計画又は市町村男女共同参画計 画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同 参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっ ては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動 等を通じて、基本理念に関する国民の理解 を深めるよう適切な措置を講じなければ ならない。

#### (苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

## (調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を 国際的協調の下に促進するため、外国政府 又は国際機関との情報の交換その他男女 共同参画社会の形成に関する国際的な相 互協力の円滑な推進を図るために必要な 措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男 女共同参画社会の形成の促進に関する施 策及び民間の団体が男女共同参画社会の 形成の促進に関して行う活動を支援する ため、情報の提供その他の必要な措置を 講ずるように努めるものとする。

#### 第3章 男女共同参画審議会

#### (設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下 「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさ どる。
  - (1) 男女共同参画基本計画に関し、第十 三条第三項に規定する事項を処理する こと。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理 大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男 女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的な方針、基本的な政策及び重要 事項を調査審議すること。
  - (3) 前二号に規定する事項に関し、調査 審議し、必要があると認めるときは、 内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、 意見を述べること。
  - (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以 内をもって組織する。

#### (議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充 てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充 てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣 総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定 する議員の総数の十分の五未満であって はならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

- 第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、 二年とする。ただし、補欠の議員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行する ために必要があると認めるときは、関係 行政機関の長に対し、監視又は調査に必 要な資料その他の資料の提出、意見の開 陳、説明その他必要な協力を求めること ができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するため に特に必要があると認めるときは、前項 に規定する者以外の者に対しても、必要 な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議 の組織及び議員その他の職員その他会議 に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

略

# 7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年法律第78号) (平成13年10月13日施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の 尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁 護と男女平等の実現に向けた取組が行われ ている

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と 男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため の施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、 相談、保護、自立支援等の体制を整備する ことにより、配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護を図るため、この法律を制定 する。

#### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの 暴力」とは、配偶者からの身体に対する 暴力(身体に対する不法な攻撃であって 生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。 以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害 な影響を及ぼす言動(以下この項におい て「身体に対する暴力等」と総称する。) をいい、配偶者からの身体に対する暴力 等を受けた後に、その者が離婚をし、又 はその婚姻が取り消された場合にあって は、当該配偶者であった者から引き続き 受ける身体に対する暴力等を含むものと する。

- 2 この法律において「被害者」とは、配 偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻 の届出をしていないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者を含み、「離婚」に は、婚姻の届出をしていないが事実上婚 姻関係と同様の事情にあった者が、事実 上離婚したと同様の事情に入ることを含 むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計 画等

#### (基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項 につき、次条第一項の都道府県基本計画

及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の内容に関する 事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを 公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施内容に関 する事項
  - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、 基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画 (以下この条において「市町村基本計画」

- という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本 計画又は市町村基本計画を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを公表し なければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

# 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置 する婦人相談所その他の適切な施設にお いて、当該各施設が配偶者暴力相談支援 センターとしての機能を果たすようにす るものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切 な施設において、当該各施設が配偶者暴 力相談支援センターとしての機能を果た すようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護の ため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1)被害者に関する各般の問題について、 相談に応ずること又は婦人相談員若し くは相談を行う機関を紹介すること。
  - (2) 被害者の心身の健康を回復させる ため、医学的又は心理学的な指導その 他の必要な指導を行うこと。
  - (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - (4) 被害者が自立して生活することを 促進するため、就業の促進、住宅の確 保、援護等に関する制度の利用等につ

- いて、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第四章に定める保護命令の制度の 利用について、情報の提供、助言、関 係機関への連絡その他の援助を行うこ と。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の 利用について、情報の提供、助言、関 係機関との連絡調整その他の援助を行 うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所 が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定め る基準を満たす者に委託して行うものと する。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その 業務を行うに当たっては、必要に応じ、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護を図るための活動を行う民間の団体と の連携に努めるものとする。

#### (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応 じ、必要な指導を行うことができる。

#### (婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

#### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務 を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶

- 者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、 その者の意思を尊重するよう努めるもの とする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護 についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、 被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 三条第三項の規定により配偶者暴力相談 支援センターが行う業務の内容について 説明及び助言を行うとともに、必要な保 護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察 本部長(道警察本部の所在地を包括する 方面を除く方面については、方面本部長。 第十五条第三項において同じ。)又は警察 署長は、配偶者からの暴力を受けている 者から、配偶者からの暴力による被害を 自ら防止するための援助を受けたい旨の 申出があり、その申出を相当と認めると きは、当該配偶者からの暴力を受けている 者に対し、国家公安委員会規則で定め るところにより、当該被害を自ら防止する ための措置の教示その他配偶者からの 暴力による被害の発生を防止するために 必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法 律第四十五号)に定める福祉に関する事 務所(次条において「福祉事務所」とい う。)は、生活保護法(昭和二十五年法律 第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二 年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉 法(昭和三十九年法律第百二十九号)その 他の法令の定めるところにより、被害者 の自立を支援するために必要な措置を講 ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都 道府県警察、福祉事務所等都道府県又は 市町村の関係機関その他の関係機関は、 被害者の保護を行うに当たっては、その 適切な保護が行われるよう、相互に連携 を図りながら協力するよう努めるものと する。

## (苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の 保護に係る職員の職務の執行に関して被 害者から苦情の申出を受けたときは、適 切かつ迅速にこれを処理するよう努める ものとする。 第四章 保護命令 (保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対す る暴力又は生命等に対する脅迫(被害者 の生命又は身体に対し害を加える旨を告 知してする脅迫をいう。以下この章にお いて同じ。)を受けた者に限る。以下この 章において同じ。)が、配偶者からの身体 に対する暴力を受けた者である場合にあ っては配偶者からの更なる身体に対する 暴力(配偶者からの身体に対する暴力を 受けた後に、被害者が離婚をし、又はそ の婚姻が取り消された場合にあっては、 当該配偶者であった者から引き続き受け る身体に対する暴力。第十二条第一項第 二号において同じ。)により、配偶者から の生命等に対する脅迫を受けた者である 場合にあっては配偶者から受ける身体に 対する暴力(配偶者からの生命等に対す る脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、 又はその婚姻が取り消された場合にあっ ては、当該配偶者であった者から引き続 き受ける身体に対する暴力。同号におい て同じ。)により、その生命又は身体に重 大な危害を受けるおそれが大きいときは、 裁判所は、被害者の申立てにより、その 生命又は身体に危害が加えられることを 防止するため、当該配偶者(配偶者からの 身体に対する暴力又は生命等に対する脅 迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又 はその婚姻が取り消された場合にあって は、当該配偶者であった者。以下この条、 同項第三号及び第四号並びに第十八条第 一項において同じ。)に対し、次の各号に 掲げる事項を命ずるものとする。ただし、 第二号に掲げる事項については、申立て の時において被害者及び当該配偶者が生 活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と 共に生活の本拠としている住居を除く。 以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、 又は被害者の住居、勤務先その他その 通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- (2) 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同 項第一号の規定による命令を発する裁判 所又は発した裁判所は、被害者の申立て により、その生命又は身体に危害が加え られることを防止するため、当該配偶者 に対し、命令の効力が生じた日以後、同 号の規定による命令の効力が生じた日か ら起算して六月を経過する日までの間、 被害者に対して次の各号に掲げるいずれ の行為もしてはならないことを命ずるも のとする。
  - (1) 面会を要求すること。
  - (2) その行動を監視していると思わせ るような事項を告げ、又はその知り得 る状態に置くこと。
  - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をする こと。
  - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急 やむを得ない場合を除き、連続して、 電話をかけ、ファクシミリ装置を用い て送信し、若しくは電子メールを送信 すること。
  - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 十時から午前六時までの間に、電話を かけ、ファクシミリ装置を用いて送信 し、又は電子メールを送信すること。
  - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不 快又は嫌悪の情を催させるような物を 送付し、又はその知り得る状態に置く こと。
  - (7) その名誉を害する事項を告げ、又は

- その知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、 被害者がその成年に達しない子(以下こ の項及び次項並びに第十二条第一項第三 号において単に「子」という。)と同居し ているときであって、配偶者が幼年の子 を連れ戻すと疑うに足りる言動を行って いることその他の事情があることから被 害者がその同居している子に関して配偶 者と面会することを余儀なくされること を防止するため必要があると認めるとき は、第一項第一号の規定による命令を発 する裁判所又は発した裁判所は、被害者 の申立てにより、その生命又は身体に危 害が加えられることを防止するため、当 該配偶者に対し、命令の効力が生じた日 以後、同号の規定による命令の効力が生 じた日から起算して六月を経過する日ま での間、当該子の住居(当該配偶者と共に 生活の本拠としている住居を除く。以下 この項において同じ。)、就学する学校そ の他の場所において当該子の身辺につき まとい、又は当該子の住居、就学する学 校その他その通常所在する場所の付近を はいかいしてはならないことを命ずるも のとする。ただし、当該子が十五歳以上 であるときは、その同意がある場合に限 る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、 配偶者が被害者の親族その他被害者と社 会生活において密接な関係を有する者 (被害者と同居している子及び配偶者と 同居している者を除く。以下この項及び 次項並びに第十二条第一項第四号におい て「親族等」という。)の住居に押し掛け て著しく粗野又は乱暴な言動を行ってい

ることその他の事情があることから被害 者がその親族等に関して配偶者と面会す ることを余儀なくされることを防止する ため必要があると認めるときは、第一項 第一号の規定による命令を発する裁判所 又は発した裁判所は、被害者の申立てに より、その生命又は身体に危害が加えら れることを防止するため、当該配偶者に 対し、命令の効力が生じた日以後、同号 の規定による命令の効力が生じた日から 起算して六月を経過する日までの間、当 該親族等の住居(当該配偶者と共に生活 の本拠としている住居を除く。以下この 項において同じ。) その他の場所において 当該親族等の身辺につきまとい、又は当 該親族等の住居、勤務先その他その通常 所在する場所の付近をはいかいしてはな らないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の 十五歳未満の子を除く。以下この項にお いて同じ。)の同意(当該親族等が十五歳 未満の者又は成年被後見人である場合に あっては、その法定代理人の同意)がある 場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の 申立てに係る事件は、相手方の住所(日本 国内に住所がないとき又は住所が知れな いときは居所)の所在地を管轄する地方 裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立て は、次の各号に掲げる地を管轄する地方 裁判所にもすることができる。
  - (1) 申立人の住所又は居所の所在地
  - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅 迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの

- 規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載 した書面でしなければならない。
- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する 暴力又は配偶者からの生命等に対する 脅迫を受けた後の配偶者から受ける身 体に対する暴力により、生命又は身体 に重大な危害を受けるおそれが大きい と認めるに足りる申立ての時における 事情
- (3) 第十条第三項の規定による命令の 申立てをする場合にあっては、被害者 が当該同居している子に関して配偶者 と面会することを余儀なくされること を防止するため当該命令を発する必要 があると認めるに足りる申立ての時に おける事情
- (4) 第十条第四項の規定による命令の 申立てをする場合にあっては、被害者 が当該親族等に関して配偶者と面会す ることを余儀なくされることを防止す るため当該命令を発する必要があると 認めるに足りる申立ての時における事 情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター 又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を 求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護 の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執 られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。) に同項第五号イからニまでに掲げる事項

の記載がない場合には、申立書には、同 項第一号から第四号までに掲げる事項に ついての申立人の供述を記載した書面で 公証人法(明治四十一年法律第五十三号) 第五十八条ノ二第一項の認証を受けたも のを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに 係る事件については、速やかに裁判をす るものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手 方が立ち会うことができる審尋の期日を 経なければ、これを発することができな い。ただし、その期日を経ることにより 保護命令の申立ての目的を達することが できない事情があるときは、この限りで ない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから ニまでに掲げる事項の記載がある場合に は、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援 センター又は当該所属官署の長に対し、 申立人が相談し又は援助若しくは保護を 求めた際の状況及びこれに対して執られ た措置の内容を記載した書面の提出を求 めるものとする。この場合において、当 該配偶者暴力相談支援センター又は当該 所属官署の長は、これに速やかに応ずる ものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等) 第十五条 保護命令の申立てについての決

- 定には、理由を付さなければならない。 ただし、口頭弁論を経ないで決定をする 場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の 送達又は相手方が出頭した口頭弁論若し くは審尋の期日における言渡しによって、 その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立 人が配偶者暴力相談支援センターの職員 に対し相談し、又は援助若しくは保護を 求めた事実があり、かつ、申立書に当該 事実に係る第十二条第一項第五号イから ニまでに掲げる事項の記載があるときる 発した旨及びその内容を、当該申立書に 名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上あ る場合にあっては、申立人がその職員に 対し相談し、又は援助若しくは保護を求 めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援 センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に 影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護 命令の取消しの原因となることが明らか な事情があることにつき疎明があったと きに限り、抗告裁判所は、申立てにより、 即時抗告についての裁判が効力を生ずる までの間、保護命令の効力の停止を命ず

ることができる。事件の記録が原裁判所 に存する間は、原裁判所も、この処分を 命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号 の規定による命令の効力の停止を命ずる 場合において、同条第二項から第四項ま での規定による命令が発せられていると きは、裁判所は、当該命令の効力の停止 をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、 不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当 該保護命令の申立てをした者の申立てが あった場合には、当該保護命令を取り消 さなければならない。第十条第一項第一 号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令にあっては三月を経 過した後において、同条第一項第二号の 規定による命令にあっては当該命令が効 力を生じた日から起算して二週間を経過 した後において、これらの命令を受けた 者が申し立て、当該裁判所がこれらの命 令の申立てをした者に異議がないことを 確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第 一号の規定による命令を発した裁判所が 前項の規定により当該命令を取り消す場 合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の 再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定によ る命令が発せられた後に当該発せられた 命令の申立ての理由となった身体に対す る暴力又は生命等に対する脅迫と同一の 事実を理由とする同号の規定による命令 の再度の申立てがあったときは、裁判所 は、配偶者と共に生活の本拠としている 住居から転居しようとする被害者がその 責めに帰することのできない事由により 当該発せられた命令の効力が生ずる日か ら起算して二月を経過する日までに当該 住居からの転居を完了することができな いことその他の同号の規定による命令を 再度発する必要があると認めるべき事情 があるときに限り、当該命令を発するも のとする。ただし、当該命令を発するこ とにより当該配偶者の生活に特に著しい 支障を生ずると認めるときは、当該命令 を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十 二条の規定の適用については、同条第一 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事 項」とあるのは「第一号、第二号及び第 五号に掲げる事項並びに第十八条第一項 本文の事情」と、同項第五号中「前各号 に掲げる事項」とあるのは「第一号及び 第二号に掲げる事項並びに第十八条第一 項本文の事情」と、同条第二項中「同項 第一号から第四号までに掲げる事項」と

あるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、 当事者は、裁判所書記官に対し、事件の 記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄 本若しくは抄本の交付又は事件に関する 事項の証明書の交付を請求することがで きる。ただし、相手方にあっては、保護 命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相 手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、 又は相手方に対する保護命令の送達があ るまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又は その支局の管轄区域内に公証人がいない 場合又は公証人がその職務を行うことが できない場合には、法務大臣は、当該法 務局若しくは地方法務局又はその支局に 勤務する法務事務官に第十二条第二項 (第十八条第二項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)の認証を行わせ ることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある 場合を除き、保護命令に関する手続に関 しては、その性質に反しない限り、民事 訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を 準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、 保護命令に関する手続に関し必要な事項 は、最高裁判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に 対し、被害者の人権、配偶者からの暴力 の特性等に関する理解を深めるために必 要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶 者からの暴力の防止に関する国民の理解 を深めるための教育及び啓発に努めるも のとする。

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護を 図るための活動を行う民間の団体に対し、 必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げ る費用を支弁しなければならない。
  - (1) 第三条第三項の規定に基づき同項 に掲げる業務を行う婦人相談所の運営

に要する費用(次号に掲げる費用を除 く。)

- (2) 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第四条の規定に基づき都道府県知 事の委嘱する婦人相談員が行う業務に 要する費用
- (4) 第五条の規定に基づき都道府県が 行う保護(市町村、社会福祉法人その他 適当と認める者に委託して行う場合を 含む。)及びこれに伴い必要な事務に要 する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の 委嘱する婦人相談員が行う業務に要する 費用を支弁しなければならない。

#### (国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところに より、都道府県が前条第一項の規定によ り支弁した費用のうち、同項第一号及び 第二号に掲げるものについては、その十 分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各 号に掲げる費用の十分の五以内を補助す ることができる。
  - (1) 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - (2) 市が前条第二項の規定により支弁 した費用

#### 第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二 項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附則

(平成13年4月13日法律第31号) 略

#### 附則

(平成16年6月2日法律第64号) 略

#### 附則

(平成19年7月11日法律第113号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律 による改正前の配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する法律第十条の 規定による命令の申立てに係る同条の規 定による命令に関する事件については、 なお従前の例による。

# 8. 埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年3月24日 埼玉県条例第12号)

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法 にうたわれており、男女平等の実現につい ては、国際婦人年以来、国際連合が「平等・ 開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯し て取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割 分担意識やそれに基づく社会慣行は依然と して根強く、真の男女平等の達成には多く の課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な 少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国 際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の 実現を目指すことを決意し、男女共同参画 の推進についての基本理念を明らかにして その方向を示し、男女共同参画を総合的か つ計画的に推進することにより、豊かで活 力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例 を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進 に関し、基本理念を定め、県、事業者及 び県民の責務を明らかにし、並びに男女 共同参画の推進に関する施策について必 要な事項を定めることにより、男女共同 参画を総合的かつ計画的に推進し、もっ て豊かで活力ある地域社会の実現に寄与 することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
- 男女共同参画 男女が、社会の対等な 構成員として、自らの意思によって社会 のあらゆる分野における活動に参画する 機会が確保され、もって男女が均等に政 治的、経済的、社会的及び文化的利益を 享受することができ、かつ、共に責任を 担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する 機会に係る男女間の格差を是正するため 必要な範囲内において、男女のいずれか 一方に対し、当該機会を積極的に提供す ることをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な 言動に対する相手方の対応によって不利 益を与え、又は性的な言動により相手方 の生活環境を害することをいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個 人としての尊厳が重んぜられること、男 女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる 性と生殖に関する健康と権利が尊重され ることを旨として、行われなければなら ない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

#### (県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要 な政策として位置付け、前条に定める基 本理念(以下「基本理念」という。)にの っとり、男女共同参画の推進に関する施

- 策(積極的格差是正措置を含む。以下同 じ。)を総合的に策定し、及び実施するも のとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、 市町村、事業者及び県民と連携して取り 組むものとする。
- 3 県は、第1項に規定する施策を総合的 に企画し、調整し、及び推進するために 必要な体制を整備するとともに、財政上 の措置等を講ずるように努めるものとす る。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、 その事業活動を行うに当たっては、男女 が共同して参画することができる体制の 整備に積極的に取り組むとともに、県が 実施する男女共同参画の推進に関する施 策に協力するように努めなければならな い。

#### (県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域 社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会 等において、セクシュアル・ハラスメン トを行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び 女性に対する暴力等を助長し、及び連想 させる表現並びに過度の性的な表現を行 わないように努めなければならない。 (県の施策等)

- 第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女 共同参画を推進するため、次に掲げる施 策等を行うものとする。
- 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、 男女間に参画する機会の格差が生じてい る場合、事業者及び県民と協力し、積極 的格差是正措置が講ぜられるように努め ること
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は 任命する場合にあたっては、積極的格差 是正措置を講ずることにより、できる限 り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ ハラスメントの防止に努め、並びにこれ らの被害を受けた者に対し、必要に応じ た支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、 当該取組を積極的に行っている事業者の 表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進 に関する活動に資するため、情報の提供 その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策 定に必要な事項及び男女共同参画の推進 を阻害する問題についての調査研究を行 うこと。

# (埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12

- 条第3項において「審議会」という。)は、 男女共同参画の推進に資するために、次 に掲げる事務を行う。
- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、 及び知事に意見を述べること。

#### (総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に 向けた施策を実施し、並びに県民及び市 町村による男女共同参画の取組を支援す るための総合的な拠点施設を設置するも のとする。

#### (基本計画の策定)

- 第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について 定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同 参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参 画の推進に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議 会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、 速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参 画の推進に関する施策若しくは男女共同 参画の推進に影響を及ぼすと認められる 施策についての苦情又は男女共同参画の 推進を阻害する要因によって人権が侵害 された場合の事案について、県内に住所 を有する者又は在勤若しくは在学する者 (次項において「県民等」という。)から の申出を適切かつ迅速に処理するための 機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画 の推進に関する施策若しくは男女共同参 画の推進に影響を及ぼすと認められる施 策について苦情がある場合、又は男女共 同参画の推進を阻害する要因によって人 権を侵害された場合には、前項の機関に 申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき 苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機 関に対し、説明を求め、その保有する関 係書類その他の記録を閲覧し、又はその 写しの提出を求め、必要があると認める ときは、当該機関に是正その他の措置を とるように勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

#### (年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画社会の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

#### (委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項 は、規則で定める。

#### 附則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

# 9. 国内外の動き

-国際婦人年以降-

年	世界	日本	埼玉県	小川町
1975	・「第1回国連婦人	•「婦人問題企画推		
(昭和50年)	年世界会議」(メ	進本部」設置		
	キシコシティ)に			
	て「世界行動計			
	画」採択			
1976	・1976年から1985	•民法改正(離婚後	•生活福祉部婦人児	
(昭和51年)	年までを「国際婦	も婚姻中の氏を	童課に婦人問題担	
	人の10年」とする	使えることとな	当副参事設置	
		る。)		
1977		・「国内行動計画」	・企画財政部に婦人	
(昭和52年)		策定	問題企画室長設置	
		•「国内行動計画前	・婦人問題庁内連絡	
		期重点目標」発表	会議設置	
		·国立婦人教育会館	•埼玉県婦人問題会	
		開設(埼玉県嵐山	議設置	
		町)		
1978			•第1回埼玉県婦人	
(昭和53年)			問題協議会開催	
1979	・第34回国連総会		・県民部に婦人問題	
(昭和54年)	「女子に対する		企画室長設置	
	あらゆる形態の			
	差別の撤廃に関			
	する条約(女子差			
	別撤廃条約)」採			
	択			
1980	・「国連婦人の10	·民法改正(配偶者	・県民部に婦人対策	
(昭和55年)	年」中間年世界会	の法定相続分が	課設置	
	議(コペンハーゲ	1/3から1/2とな	•婦人関係行政推進	
	ン)開催	る。)	会議設置	
	・「国連婦人の10		・「婦人の地位向上	
	年後半期行動プ		に関する埼玉県計	
	ログラム」採択		画」策定	
1981	• IL0第156号条約	•「国内行動計画後		
(昭和56年)	「家族的責任を	期重点目標」策定		
	有する男女労働			
	者の機会及び待			
	遇の均等に関す			
	る条約」採択			

年	世界	日本	埼玉県	小川町
1984	・「国際婦人の10	•国籍法改正(父母	・「婦人の地位向上	
(昭和59年)	年世界会議のた	両系主義へ改正)	に関する埼玉県	
	めのESCAP地域政	•労働省婦人少年局	計画」(修正版)	
	府間準備会議」	を婦人局に改称	策定	
	(東京)	・総理府「国連婦人		
		の10年世界会議		
		に向けての全国		
		会議」開催		
1985	・「国連婦人の10	・「女子差別撤廃条		
(昭和60年)	年世界会議」(ナ	約」批准		
	イロビ)で「西暦			
	2000年に向けて			
	の婦人の地位向			
	上のためのナイ			
	ロビ将来戦略」採			
	択			
1986		・男女雇用機会均等	・「男女平等社会確	
(昭和61年)		法施行	立のための埼玉	
		・高校の家庭科男女	具計画」策定 	
		共修決定		
1987		・「西暦2000年に向		
(昭和62年)		けての新国内行		
	F	動計画」策定		
1989	・「児童の権利に関	・「婦人の現状と施		
(平成元年)	する条約」採択	策」報告書第1回		
1000	同法权文制人理志	発表		「 .l. 111 m= ±3 1 88 8⊼
1990	・国連経済社会理事 会「西暦2000年に		・「男女平等社会確	・「小川町婦人問題 協議会」設置
(平成2年)	点 けての婦人地		立のための埼玉 県計画」(修正版)	協議去」 改
	位向上のための		宗前画」(修正版 <i>)</i>   策定	
	世间上のための		<b>東</b> 足	
	アイロビ符米戦			
	哈に関する弟!   回見直しと評価			
	四見直しと評価    に伴う勧告及び			
	結論」採択			
1991	יו או ר וווון איזי	・「西暦2000年に向		・女性情報誌「かが
(平成3年)		けての新国内行		やき」創刊
(1,20-7)		動計画」第1次改		, C 1 /B1 1.1
		定		
1992		・「育児休業等に関		- 「婦人問題意識調 ・「婦人問題意識調
(平成4年)		する法律」施行		查」実施
		・初の「婦人問題担		
		当大臣」誕生		
1993	・「女性に対する暴	・「短時間労働者の		・「小川町女性プラ
(平成5年)	力撤廃に関する	雇用管理の改善		ン」策定
,	宣言」採択	等に関する法律」		
		施行		
<u> </u>	I	, ,,,,	I	

年	世界	日本	埼玉県	小川町
1994 (平成6年)	・国際家族年 ・「開発と女性に関	・「児童の権利に関する条約」批准		
	する第2回アジ	•「男女共同参画室」		
	ア・太平洋大臣会	「男女共同参画		
	議」(ジャカルタ)	審議会」設置		
	開催	- 「男女共同参画推		
	・「国際人口・開発	進本部」発足 		
	会議」(カイロ) 開催			
1995	•「第4回世界女性		・「2001彩の国男女	
(平成7年)	会議」(北京)で		共同参画プログ	
	「北京宣言及び		ラム」策定	
	行動綱領」採択			
1996	・「第15回女子差別	•男女共同参画審議		•「小川町婦人問題
(平成8年)	撤廃委員会」(二	会答申「男女共同		協議会」の名称が、
	ューヨーク)開催	参画ビジョン」公		「小川女性問題協
	・「第83回 IL0総会」	表 		議会」に変更
	で「家内労働に関   する条約及び勧	・男女共同参画推進 連絡会議(えがり		
	9 る米利及び勧   告」採択	建桁云磯(んかり   てネットワーク)		
		発足		
		· 「男女共同参画		
		2000年プラン」策		
		定		
1997		•「男女雇用機会均		
(平成9年)		等法」改正		
		・「男女共同参画審		
		議会設置法」施行		
		・「介護保険法」公		
1998		・男女共同参画審議		・「おがわ男女共生
(平成10年)		会答申「男女共同		プラン住民意識
(17,201017)		参画社会基本法		調査」実施
		について」		
		・女性2000年会議日		
		本国内委員会設		
		置		
1999	・「ESCAPハイレベ	・「改正男女雇用機		・「おがわ男女共生
(平成11年)	ル政府間会議」	会均等法」、「育		プラン町職員意
	(バンコク)	児休業、介護休業		識調査」実施
		等育児又は家族		
		介護を行う労働		
		者の福祉に関す		
		る法律(育児・介護休業法)」を高		
		i 護休業法)」全面 施行		
		<sup></sup>		
		会基本法」公布		

年	世界	日本	埼玉県	小川町
2000 (平成12年)	・国 2000年 ・国性2000年 ・国性2000年 ・国性2000年 ・国性2000年 ・明年向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・「男女共同参画基 本計画」策定	・「埼玉県男女共同 参画推進条例」施 行。男女共同参画 に関する苦情 理機関設置 ・「埼玉県男女共同 参画白書」発行	・「おがわ男女共生プラン」策定
2001 (平成13年)		・「配偶者からの暴 力の防止及びに 害者の保(DV法)」 施行 ・「男女共同参画会 議」 ・「男の豊田 ・「男の豊田 ・「男の豊田 ・「男の豊田 ・「男の豊田 ・「男の豊田 ・「男の豊田 ・「男の豊田 ・「男の豊田 ・「男の豊田	・「男女共同参画に 関する意識・実態 調査報告書」発行	
2002 (平成14年)		・「男女共同参画社 会に関する世論 調査」実施	・「男女共同参画推 進プラン2010」策 定 ・埼玉県男女共同参 画推進センター 「With Youさい たま」開設	
2004 (平成16年)		・DV 休「会調内引関議「力保策的性性特律法業女に査閣対係」偶及護に方同別例に、法共関」に策省設者びの関針性のに見の一同す実、に庁置か被たす」障取関児部参る施人関連・ら害める策害扱す介正画世 身す絡 の者の基定者いる介正画世 身す絡 の者の基定者いる護 社論 取る会 暴の施本 のの法護	・「With Youさいた ま女性チャレン ジ支援事業」実施	

年	世界	日本	埼玉県	小川町
2005	・第49回国際婦人の	・「地方における女	・「さいたま輝き荻	・「おがわ男女共同
(平成17年)	地位委員会閣僚	性のチャレンジ	野吟子賞」創設	参画推進プラン
	級会議「北京+	支援策の実施状		住民意識調査」実
	10」開催	況調査」実施		施
		•「男女共同参画基		
		本計画」(第2次)		
		策定		
2006	・「第1回東アジア	・男女共同参画推進	・「配偶者からの暴	
(平成18年)	男女共同参画担	本部決定「国の審	力及び被害者支	
	当大臣会合」開催	議会等における	援基本計画」策定	
	(東京)	女性委員の登用		
		の促進について」		
		- 「男女雇用機会均		
	· · ·	等法」改正		
2007	・「第2回東アジア	•「DV防止法」—	•「埼玉県男女共同	・「おがわ男女共同
(平成19年)	男女共同参画担	部改正(保護命令	参画プラン2010」	参画推進プラン」
	当大臣会合」開催	制度の拡充等)	見直しについて	策定
	(ニューデリー)	・「仕事と生活の調	答申	
		和(ワーク・ライ		
		フ・バランス)憲		
		彰及び「仕事と生		
		活の調和のため		
		の行動指針」策定		
2008	・第52回国連婦人の	・「パートタイム労		
(平成20年)	地位委員会開催	働法」一部改正		
	(ニューヨーク)	(均衡のとれた		
	「ジェンダー平	処遇の確保の促		
	等及び女性のエ	進)		
	ンパワーメント	・仕事と生活の調和		
	のための資金調	<b>元年</b>		
2009	達」採択		・「配佃老からの見	
(平成21年)	・「第3回東アジア		・「配偶者からの暴   カ及び被害者支	
(十成41年)	男女共同参画担   当大臣会合」開催		ガ及び被害有又   援基本計画」見直	
	(ソウル)		抜 本 本 計 画 」兄 直   し	
2010	- 第54回国連婦人の	・「育児・介護休業		
(平成22年)	地位委員会「北京	· ·   f / · / · / · 接 / · 未   法」一部改正(男		
( 7 1% 22 + )	十15」記念会合	性の育児参加の		
	「紛争下における	皮援等)		
	女性・児童の人質	文版 47   •「第3次男女共同		
	解放」「女性の経	参画基本計画」策		
	済的地位向上」等			
	,	~		
	マンパー シャンパー			